

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（令和元年10月31日京都市条例第15号）（文化市民局地域自治推進室）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により住民基本台帳法の一部が改正され、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写し等の交付に関する規定が設けられたことに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年10月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第15号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	350
--	-----

を

「

法第15条の4第1項、第3項（法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この表において同じ。）若しくは第4項の規定に基づく除票の写しの交付又は法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	350
法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	350
法第15条の4第1項又は第3項若しくは第4項の規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明書の交付	350

に改め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)